

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和2年6月)

【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
 2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
 3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
 4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
 5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
 6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。
- ※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から20までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入
しなさい。

1. 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが謳われている。

(道路運送法第1条) (○)

2. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

(道路運送法第2条) (○)

3. 一般貸切旅客自動車運送事業を営むためには、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。

(道路運送法第4条) (○)

4. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

(道路運送法第10条) (○)

5. 事業者は、いかなる事由があろうとしても、運送の引受け又は継続を拒絶・制限をしてはならない。

(道路運送法第13条) (×)

6. 事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合でも、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

(道路運送法第16条) (×)

7. 事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。

(道路運送法第21条) (○)

8. 事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

(道路運送法第22条の2) (○)

9. 貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。

(道路運送法第29条) (×)

10. 事業者は、無償である場合に限り、その名義を他人に利用させることができる。

(道路運送法第33条) (×)

11. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(道路運送法第38条) (○)

12. 事業者が事業に使用する自動車の外側に表示しなければならないものは、使用者の氏名、名称又は記号のみである。

(道路運送法第95条) (×)

13. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。

(運輸規則第2条) (○)

14. 事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。

(運輸規則第15条) (○)

15. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。

(運輸規則第16条) (○)

16. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等について記録するとともに、その記録を3年間保存しなければならない。

(運輸規則第26条の2) (○)

17. 事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に毎事業年度に係る事業報告書を管轄地方運輸局長に提出しなければならない。

(旅客自動車運送事業等報告規則第2条) (○)

18. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、旅客は、原則として乗車券を所持せずに乗車できない。

(標準運送約款第8条第1項) (○)

19. 自動車の使用者は自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に国土交通省令で定める技術上の基準により灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

(道路運送車両法第47条の2) (○)

20. 自動車運送事業の用に供する自動車は3か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。

(道路運送車両法第48条) (○)

II. 次の各文中の () の部分にあてはまる語句を下から選び () 内に記号を記入しなさい。

21. 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は (イ) の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から5年を経過していなければならない。

(道路運送法第7条)

ア. 6ヶ月以上 イ. 1年以上 ウ. 2年以上

22. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、(ウ) 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(道路運送法第8条)

ア. 2 イ. 3 ウ. 5 エ. 6 オ. 10

23. 一般旅客自動車運送事業者は、(イ) により、旅客の運送をしなければならない。

(道路運送法第14条)

ア. 車両に乗り込んだ順序 イ. 運送の申込みを受けた順序 ウ. 運賃等を支払った順序

24. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の(ア) に努めなければならない。

(道路運送法第22条)

ア. 向上 イ. 維持 ウ. 確保

25. 旅客自動車運送事業者は、天災その他理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の(ア) に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

(運輸規則第20条)

ア. 乗務員 イ. 旅客 ウ. 車両

26. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って事業用自動車の運転者の（イ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

（運輸規則第21条）

ア. 休憩時間 イ. 勤務時間 ウ. 出勤時間

27. 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、（ア）保持するとともに、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

（運輸規則第24条）

ア. 常時有効に イ. 運行管理者が ウ. 乗務員が

28. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、乗務記録を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を（イ）保存しなければならない。

（運輸規則第25条）

ア. 六ヶ月間 イ. 一年間 ウ. 三年間

29. 事業者は、運行ごとに（イ）を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより、事業用自動車の運転者に対し適切な指導を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならない。

（運輸規則第28条の2）

ア. 乗客の要望等 イ. 旅客が乗車する区間等 ウ. 点呼した者の氏名等

30. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を（ア）選任しておかななければならない。

（運輸規則第35条）

ア. 常時 イ. 必要に応じ ウ. 需要の繁閑に応じ エ. 随時

31. 旅客自動車運送事業者は、（ア）以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

（運輸規則第36条）

ア. 二ヶ月 イ. 六ヶ月 ウ. 一年

32. 旅客自動車運送事業者は、死傷者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた（ウ）を受けさせなければならない。

（運輸規則第38条）

ア. 指導教育 イ. 健康診断 ウ. 適性診断

33. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（ア）を受け、報告をしなければならない。

（運輸規則第50条）

ア. 点呼 イ. 確認 ウ. 面談

34. 運転者の連続運転時間は（ウ）時間が限度である。

（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）

ア. 二 イ. 三 ウ. 四 エ. 五

Ⅲ. 国土交通大臣は、事業者が届出した運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときには、期限を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。下記の中で正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を（ ）内に記入しなさい。

（道路運送法第9条の2）

①特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。 （ ○ ）

②社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。 （ ○ ）

③他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。 （ ○ ）

Ⅳ. 次の法令の（ ）にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を記入しなさい。

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

（運輸規則第18条）

(1) 旅客の運送を（ク）すること。

(2) 旅客を（イ）まで送還すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、旅客を（コ）すること。

ア. 運行管理者	イ. 出発地	ウ. 運行の安全	エ. 利益	オ. 迅速
カ. 目的地	キ. 点検	ク. 継続	ケ. 営業所	コ. 保護